

■不動産と税金

土地、建物などの不動産と税金の関係は、次のようになります。

◆ 不動産の所有にかかる税金

- 固定資産税（市町村税）
- 都市計画税（市町村税）・・・都市計画法による市街化区域内に不動産を所有している場合
- 事業所税（奈良市のみ）・・・不動産を事業使用している場合

◆ 不動産による賃貸収入等にかかる税金

- 所得税（国税）
- 県民税・市町村民税（県税及び市町村税）
- 消費税（国税及び県税）
- 事業税（県税）

◆ 不動産を取得した場合

- 不動産取得税（県税）
- 消費税（国税及び県税）
- 印紙税（国税）
- 登録免許税（国税）・・・不動産の登記による

◆ 不動産を譲渡した場合

- 所得税（国税）
- 県民税・市町村民税（県税及び市町村税）
- 印紙税（国税）

◆ 不動産を相続した（贈与された）場合

- 相続税（国税）
- 贈与税（国税）